

運送請負契約書（臨時便）

_____ 以下「甲」という。）と株式会社ストレート（以下「乙」という。）とは甲の物品の運送（以下「本業務」という。）に関し、以下の要綱及び条項のとおり契約を締結する。

要 綱

1. 件 名： 甲の依頼する配送業務全般
2. 契約期間： 配送開始日時～配送完了日時

条 項

第一条（目的）

乙は、本業務を甲の指示に基づき受託する。

第二条（責任範囲）

本業務を行うにあたり、乙の故意または過失により紛失、滅失、棄損等の損害を甲に与えた時は、乙が責任を負うものとする。

但し損害が不可抗力及び、乙の責に帰せざる時は、甲・乙協議の上、これを決定する。

又、貴社及び貴社お取引先への信用の瑕疵や営業の補償等、直接的な損害以外（賠償）については免責とさせていただきます。

第三条（高価品配送）

高額な商品につきましては、事前に配送する商品の金額（総額）をお申し出ください。

ご申告が無い場合には、配送途中での商品破損等、事故に対する弁償額は30万円を上限とさせていただきます。

第四条（事故対応）

乙は、本業務中の事故に付いては、対人・対物を問わずすべて乙の責任に於いて処理する事とする。

第五条（支払方法）

甲は要綱に定める運送料金を月末締、翌月末までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う事とする。

第七条（機密保持）

乙は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならず、
また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都文京区千石4-24-8

杉田ビル2F

株式会社ストレート

代表取締役 牛沢昭宣